

いわて体験交流施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第9号

いわて体験交流施設条例の一部を改正する条例

いわて体験交流施設条例（平成19年岩手県条例第55号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表第2（第8条関係）					別表第2（第8条関係）				
	区 分	単 位	利用料金 の上限額	附属の設備の利用料金 の上限額		区 分	単 位	利用料金 の上限額	附属の設備の利用料金 の上限額
体験ホ ール	指定管理者が行 う加工体験教室 に参加する場合	[略]	円 <u>1,300</u>		体験ホ ール	指定管理者が行 う加工体験教室 に参加する場合	[略]	円 <u>1,380</u>	
	その他の場合	[略]	<u>1,780</u>	附属の設備を使用する 場合においては、1件 につき <u>640円</u> の範囲内 で知事が定める額		その他の場合	[略]	<u>1,830</u>	附属の設備を使用する 場合においては、1件 につき <u>660円</u> の範囲内 で知事が定める額
ふれあい交流室		[略]	<u>750</u>		ふれあい交流室		[略]	<u>770</u>	
浴場	小学校児童	[略]	<u>310</u>		浴場	小学校児童	[略]	<u>350</u>	
	その他の者	[略]	<u>670</u>			その他の者	[略]	<u>710</u>	
[略]					[略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。									

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。